

拡充

★★あんきで暮らしやすい住まいづくりを応援します！★★

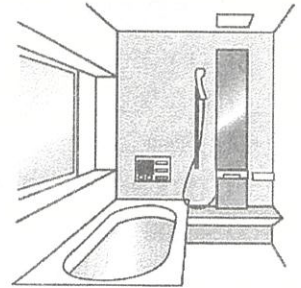
令和6年度 住宅省エネルギーフォーム助成制度

助成対象者

本市に住民登録をしており、市税等の滞納がない方

対象となる住宅

市内の一戸建て住宅 または 併用住宅(住宅部分面積 1/2 以上)



助成金額

国土交通省が実施する「子育てエコホーム支援事業」の助成対象工事の内容に応じて定める助成金の算定方法に基づき、助成額の合計は一戸当たり30万円を上限とします。(助成金の額に労務費及び諸経費は含みません)

対象となる工事

次のいずれかの工事

- ① 下記に示す省エネルギーフォーム工事
 - 開口部の断熱改修(ガラス交換/内窓設置/外窓交換/ドア交換)
 - 外壁・屋根・天井又は床・基礎の断熱改修
 - エコ住宅設備の設置(太陽熱利用システム/節水型トイレ/高断熱浴槽/高効率給湯器/節湯水栓/蓄電池)
- ② 市内の業者又は市内個人事業者が施工する工事
- ③ 申請した年度内に完了する工事(工事完了報告書の提出は R7 年 2 月末まで)

拡充内容

外壁・屋根・天井又は床・基礎の断熱改修における工事規模に応じた助成

(従来の制度では対象外であった、国が示す最低使用数量未満の工事も支援します)

- ・ア 狭小空間の数量の断熱改修 (3万円)
- ・イ 狭小空間以上で国の示す最低使用数量未満の断熱改修 (5万円)
- ・ウ 国の示す最低使用数量以上 (国と同額+5万円)

※狭小空間の数量の断熱改修とは、約6㎡程度の部屋で使用される断熱材の数量(立米)未満の工事をいいます。

※ア、イ、ウで使用する断熱材の性能区分がD以上の場合、助成額がさらに5,000円加算されます。

※拡充内容の詳細、断熱材の基準となる数量等につきましては飛騨市住宅省エネルギーフォーム助成金交付要綱をご参照下さい。

(要綱は建築住宅課及び市ホームページにてご確認頂けます。)

受付期間

令和6年4月1日(月)から

◆予算範囲内の助成となりますので、上限に達した時点で受付を終了します

◆ 手続き方法、問い合わせ先については裏面をご確認ください。

申請に必要な書類

(1)住宅省エネリフォーム工事計画書(様式第1号)

※様式については、市のHPまたは建築住宅課、各振興事務所窓口にて配布

(2)工事見積書等の写し(助成対象工事の確認ができるもの)

(3)付近見取図(住宅地図等)

(4)工事の内容がわかる図面

(5)住宅の全景写真

(6)工事施工箇所の写真(施工前の確認ができるもの)

(7)対象工事内容に応じた性能を証明する書類(品質証明書等)の写し

(8)誓約書兼承諾書(様式第3号)

そのほか、工事項目確認表、市長が必要と認める書類

(併用住宅の場合、住宅部分の工事であることがわかる書類 等)

※申請書、工事項目確認表は令和6年度からの書式をご利用下さい

○対象となる製品等の詳細については市ホームページや建築住宅課窓口でご確認頂けます。

○国が実施する子育てエコホーム支援事業等で対象となる製品は「飛騨市住宅省エネリフォーム支援助成金」でも対象となります。(下記二次元コードから検索できます)



手続きの流れ(申請から計画の承認まで)

申請者

市

工事計画書等
を市に提出

受付・現場確認・審査

受付期間:4月1日(月)~

計画承認通知発送

工事着工



子育てエコホーム支援事業
(リフォーム)公式ホームページ
二次元コード

助成の対象とならない工事

- ① 賃貸等の用に供している住宅又は供する予定の住宅の工事
- ② 住宅と別棟の倉庫、車庫等の工事
- ③ 工事を伴わないもの
- ④ 併用住宅における非住宅用途部分の工事
- ⑤ 公共工事の施工に伴い移転の対象となった住宅で当該移転補償費の対象となる工事
- ⑥ 既に本助成制度を利用して助成金の交付を受けた住宅

◆ そのほかご不明な点等ございましたら、直接お問い合わせください。

◆◆◆ お問い合わせ・受付窓口 ◆◆◆

〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号

飛騨市役所 西庁舎3階 基盤整備部 建築住宅課

電話 0577-73-0153

FAX 0577-73-7500

